

令和6年(ワ)第 号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 市田忠義

証拠説明書

(甲1～甲6)

2024年10月7日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

甲1号証（書籍「シン・日本共産党宣言」）

1 作成者

株式会社文藝春秋

2 原本・写しの別

原本

3 説明

本書証は、2024（令和6）年6月20日に公刊された、原告の著作にかかる書籍「シン・日本共産党宣言」である。

原告が執筆した内容を立証する。

甲2号証（原告宛て文書）

1 作成者

日本共産党京都南地区委員会常任委員会

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、日本共産党京都南地区委員会常任委員会が2023（令和5）年2月6日付けで原告宛てに作成した、日本共産党の除名処分を通知する文書である。

原告が同党を除名された事実を立証する。

甲 3 号証（訴状）

1 作成者

原告代理人平裕介ほか

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、原告が2024（令和6）年3月7日付けで日本共産党を被告として提起した地位確認等請求訴訟の訴状である。

原告が甲2の除名処分を争っている事実及びその内容を立証する。

甲 4 号証の 1（DVD 媒体）

1 作成者

原告

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本証拠は、被告が本件発言をした2023（令和5）年2月19日の演説会の模様を収録した動画である。

被告が本件発言をした事実を立証する。

甲 4 号証の 2（報告書）

1 作成者

原告代理人佃克彦

2 原本・写しの別

原本

3 説明

本書証は、甲4の1の動画における被告の本件発言につき、その前後を含めて反訳した報告書である。

本件発言及びその前後の被告の発言を立証する。

甲5号証（「長岡京市立中央公民館 ご案内」と題する文書）

1 作成者

長岡京市

2 原本・写しの別

写し

3 説明

本書証は、長岡京市が作成した、長岡京市立中央公民館の案内文書である。

同公民館に「市民ホール」がある事実（第2丁表）、及び、その収容人数が、常設の席のみでも200席ある事実（同）を立証する。

甲6号証（日本共産党京都府委員会のウェブサイトに関する報告書）

1 作成者

原告代理人佃克彦

2 原本・写しの別

原本

3 説明

本書証は、原告代理人の作成した報告書である。

被告が本件発言をした2023（令和5）年2月19日の演説会の動画が、日本共産党京都府委員会のウェブサイトで現在もなお公表されている事実を立証する。

以上